

令和3年度袖ヶ浦市都市再生整備計画事後評価委員会

1 開催日時 令和4年2月8日(火) 午後1時00分時開会

2 開催場所 WEB会議

3 出席委員

会長代理	鬼塚 信弘	委員	渡邊 美代子
委員	大川 敦		

4 出席職員

都市建設部 次長	大野 博之	都市整備課 副主査	杉山 耕平
都市整備課 副参事	加藤 宏明	土木建設課 副課長	渡邊 和彦
都市整備課 公園・駐車場班長	鎗田 誠一	防災安全課 交通防犯班長	大野 有加
都市整備課 主査	高橋 正人		

5 議 題

- (1) 袖ヶ浦駅周辺地区(第2期)の地区概要について
- (2) 事後評価手続き等について(審議)
- (3) 今後のまちづくりについて(審議)

6 議 事

〈13時00分開会〉

(1) 開 会

(2) 都市建設部次長あいさつ

(3) 会長代理あいさつ

(4) 議 事

〔3名全員の出席、委員会開催要領第5条の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立〕

(1) 袖ヶ浦駅周辺地区（第2期）の地区概要について（説明）

〈資料1に基づき、袖ヶ浦駅周辺地区（第2期）におけるまちづくりの経緯について説明〉

鬼塚会長代理 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、画面下のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用ください。アクションが確認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。いかがでしょうか。

鬼塚会長代理 それでは私から質問します。
防犯灯はどのくらいの間隔で、いくつ設置したのでしょうか。

事 務 局 5ヶ年の事業で、94基設置しました。（画面共有にて設置個所を説明）

鬼塚会長代理 袖ヶ浦駅周辺地区の整備が終わった箇所に設置したのか。それともエリア外にも設置したのでしょうか。

事 務 局 今回の都市再生整備計画事業区域内にあたる、袖ヶ浦駅海側特定土地
区画整理事業の区域内に設置しました。

(2) 事後評価手続き等について（審議）

〈資料1,2に基づき、事後評価手続き等について説明〉

鬼塚会長代理 それでは説明が終わりましたので、事後評価手続き等については適切であるかを審議したいと思います。ご意見などありましたら、画面下のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択し、アクションが確

認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。

大川委員 3つ質問をさせていただきます。1つ目ですが、今回、袖ヶ浦市において袖ヶ浦駅周辺地区第2期を整備したところですが、当街区の計画の定住人口と現在の定住人口がどのくらいの割合か教えてください。

事務局 袖ヶ浦駅海側地区特定土地区画整理事業の計画人口3,700人に対して、令和3年12月時点の人口は約3,400人となり、計画人口の90%を超えています。

大川委員 概ね計画どおりに事業が進められているイメージとなります。2つ目の質問でございます。その中で、指標2については公園の誘致圏人口1,300人を目標としていることは説明で理解できましたが、それとは別に、計画人口3,700人に対する適切な公園の大きさがあると思いますが、今回整備した公園の全体の面積は計画人口に対して、大きい計画で整備されたのか、それとも小さい計画で整備されたのでしょうか。

事務局 公園の面積については計画人口に応じた計画ではなく、土地区画整理事業区域の3%を確保するように計画しています。

大川委員 指標2の実績値が目標値の倍以上あることから、指標の目標値が計画人口3,700人に応じて公園の大きさを決めていた場合、2,800人も利用されているとなると公園が足りているのかどうかという見方もできることから伺いました。

大川委員 3つ目の質問でございます。自転車駐輪場の設置可能台数について、344台というのは今回整備した台数だと思いますが、実施の稼働率は7割、8割程度の稼働率でよろしいでしょうか。

事務局 整備した袖ヶ浦駅北口駐輪場の利用率は、6割、7割程度になります。

大川委員 利用率についてはコロナ期間中の利用率で非常に低い数値と考えられ

ます。コロナ終息後に利用率が100%を超えるのかどうかについては難しい統計になると思いますが、今後駐輪場が足りなくなった場合、PDCAサイクルの中で、次の計画で整備を位置付けるのか、現時点で駐輪場の整備の計画はありますか。

事務局 利用率については、本市で毎年調査をしており、整備した袖ヶ浦駅北口の利用率は令和2年度末では57%となります。現時点では次の都市再生整備計画はありませんが、コロナが終息した後の利用率を踏まえた形で、駐輪場整備の必要性について検討します。

大川委員 ありがとうございます。今後の個別対応で検討していただければと思います。

鬼塚会長代理 住民参加プロセスの実施について、説明の中ではアンケート調査の回収率が35.2%とありましたが、袖ヶ浦駅海側地区内と地区外を合わせた回収率なのか、それとも地区内と地区外でそれぞれ回収率を算出しているのか伺います。

事務局 35.2%の回収率とは、令和元年7月に実施した袖ヶ浦駅海側地区内と地区外の世帯を対象に実施したアンケート調査の回収率になります。小学生に実施したアンケート調査の回収率は含まれていません。

鬼塚会長代理 小学生の回収率が含まれていないことは理解しました。地区内と地区外を合わせて回収率を算出しているのか、それとも地区内と地区外でそれぞれの回収率を算出した結果が35.2%なのか、補足の説明をお願いします。

事務局 地区内838世帯と地区外1577世帯を合わせた、合計2415世帯に対する回収率になります。

鬼塚会長代理 都市再生整備計画事業に直接関わりのある袖ヶ浦駅海側地区内では多くの方がアンケートに回答すると思いますが、都市再生整備計画事業に直接関わりのない地区外の方はあまり関心がなく地区内との回収率に差がある印象を受けますが、地区内と地区外における回収率に差は

ないということでもよろしいでしょうか。

事務局 袖ヶ浦駅海側地区内と地区外で、それぞれ回収率がどのくらいで、どのようなアンケート結果だったかはまとめていません。

鬼塚会長代理 地区内と地区外でどのような結果だったかは、今後の都市再生整備計画事業を行う上で非常に参考となるため、追跡調査をお願いします。

渡邊委員 この新しいまちに住まわれている方はどれくらいの年齢層が多いのでしょうか。世帯数はわかりましたが、子育て世代が多いのか、それとも定年退職された世代が多いのか、いかがでしょうか。

事務局 子育て世代が多いと認識しています。

渡邊委員 子育て世代のお子さんが大きくなり、利用者が増えた場合には、駐輪場や公園等はその都度増やしていくのでしょうか。

事務局 袖ヶ浦駅海側地区の人口が増えるなかで、近隣の学校では必要に応じて校舎の増築工事を行っています。現在、次の都市再生整備計画事業の予定はありませんが、駐輪場の利用率の状況などに応じて、整備の必要性を検討します。

鬼塚会長代理 「指標3 市民意識調査における防犯に対する満足度」の調査対象についてですが、調査対象者は整備された区域に居住している人なのか、それとも整備された区域を生活圏として利用している人なのか、色々な要素があると思いますが、母数はどのような内容になるのでしょうか。

事務局 指標3に用いた数値は、本市の「昭和地区」、「長浦地区」、「根形地区」、「平岡地区」、「富岡地区」のうちの、今回の都市再生整備計画事業区域にあたる「昭和地区」における市民意識調査結果を用いています。

大川委員 この区域の事後評価はこれが最後になると思うが、継続して住民の方にアンケート調査を実施すると同じような指標が、今後どのように経

過するののか、住民の方の意見は変わってくると思います。今後、既存の調査を活用し、継続した評価をやるかどうかお聞かせください。

事務局 今回指標として活用した市民意識調査は一定の期間で実施しており、また駐輪場の利用率の調査は毎年実施しています。そのような調査結果を踏まえて、今後どのような整備が必要かどうか検討します。

大川委員 おそらく住民が求める質や満足度は変化し、同じようなレベルでは住民満足度は低くなると思われるので、継続した調査・評価をお願いします。

鬼塚会長代理 それでは、議題第2号「事後評価手続き等について」は、適切であるということによろしいでしょうか。
異議がある場合は、画面下のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択し、アクションが確認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。

《異議なし》

鬼塚会長代理 異議がないようですので、議題第2号「事後評価手続き等について」は、適切に実施されたこととします。

(3) 今後のまちづくりについて（審議）

＜資料1,2に基づき、事後評価手続き等について説明＞

鬼塚会長代理 それでは説明が終わりましたので、「今後のまちづくりについて」は適切であるかを審議したいと思います。ご意見などありましたら、画面下のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択し、アクションが確認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。

鬼塚会長代理 私から質問します。
今後、袖ヶ浦駅海側地区の人口も年齢層も変わってくることから、市民が求める要望も変わってきます。この視点から考えるとまちづくりは、

整備することが第一ではなく、人の変化に応じた将来像を見据えて、どのようにまちづくりを進めていくのかと言う考え方があると、よりまちづくりの方向性が見えてくると思います。現時点でなにか市としてのまちづくりの考えはありますか。

事務局 本市では令和2年7月に都市計画マスタープランを策定したところであり、本市の人口については現在増加傾向にありますが、将来的には減少に転じることから、都市計画マスタープランでは65,000人以上の維持を目標としています。まちづくりの考え方としては、国や県の方針にもあるように、地域の拠点づくりを図るコンパクトシティ、集約型のまちづくりを推進していきます。

鬼塚会長代理 コンパクトシティに向けてまちづくりを少しずつ進めるというふうですね。

事務局 はい。

鬼塚会長代理 もう1つ、質問いたします。アフターコロナの部分で、今後まちづくりとして、変わってきそうなところ、または解決しなければならないところはありますか。

事務局 現在、まちづくりとしての具体的な事業はありませんが、国においてもコロナ禍を踏まえたまちづくりの支援制度がありますので、今後の国や県の動向を踏まえて検討します。

大川委員 先ほど、コンパクトシティの話がありましたが、少子高齢化、人口減少社会の中で、非常に重要な施策であると思います。ただ、これについてはある程度、人のロッドがないとコンパクト化が図れないと考えます。袖ヶ浦市は、市単独でコンパクトシティを検討するのか、それとも隣接する市を巻き込んだ形で検討するのでしょうか。例えば、行政機能のコンパクトシティ化は難しいと思いますが、広域の病院などの公共施設を一定のところに集約化・維持するような広域的なコンパクトシティ化を検討していくということによろしいでしょうか。

事務局 コンパクトシティに関する「立地適正化計画」について、本市ではまだ策定するかどうかは決まっていますが、将来的には「立地適正化計画」の策定が必要になると考えています。
現時点で明確なことは言えませんが、計画を策定する際には隣接する市の拠点を踏まえた形で検討することになります。

大川委員 是非、検討の1案として、お願いします。

渡邊委員 子育て世帯にやさしいまちでは、いずれは子育てが終わり、子育て世代も年齢を重ねていきます。子育て世帯にやさしいまちづくりから老人にやさしいまちづくりへサイクルを作っていく考えはありますか。幼稚園や保育園、小・中学校はありますが、老人施設はなかなか難しいと考えます。

事務局 子育てや福祉については、まちづくりを検討する上で、重要な事項になります。現在は具体的な計画等はありませんが、さきほど話がありました、「立地適正化計画」を策定する際には、子育て関連施設や病院などの公共施設をどのように集約化を図るのか、関連する担当部署と連携を図りながら計画を策定しますので、福祉施設についても同様に検討します。

鬼塚会長代理 それでは、議題第3号「今後のまちづくりについて」は、適切であるということよろしいでしょうか。
異議がある場合は、画面下のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択し、アクションが確認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。

《異議なし》

鬼塚会長代理 異議がないようですので、議題第3号「今後のまちづくりについて」は、適切に検討されたこととします。

鬼塚会長代理 折角の機会でございますので、委員の皆様から、その他、何かござい

ましたらご発言をいただきたいと思いますが、ご意見等何かございませんか。

渡 邊 委 員 委員としてではなく、袖ヶ浦市民としての意見になります。
袖ヶ浦駅は元々汚い駅のイメージでしたが、袖ヶ浦駅周辺の整備により、綺麗で明るくなり、北口ロータリーの歩道も広く、子育て世代にはすごく環境がよく、整備してよかったです。
その中で、袖ヶ浦駅海側地区に住んでいる方から聞いた話になりますが、植えた樹木が強風により、折れたり倒れたりすることがあることから、大きい樹木の高さ制限を設けるなど緑化に関する対応を考えてほしいと言う話を聞きました。

事 務 局 本市の景観まちづくりの取組として、袖ヶ浦駅海側地区を「景観形成推進地区」に指定し、重点的に景観誘導を図っているところですが、緑化の高さ制限の基準はありません。高さ制限を設けることについては、現時点では難しいところですが、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。

鬼塚会長代理 渡邊委員の発言に関連して伺います。防風対策をまちづくりの取組に入れるのか、それとも別に対応策を考えるべきなのかわかりませんが、新しいまちができたことによりまちが活性化する一方で、そこに住まわれている人に新たな被害が発生した場合、まちづくの相乗効果が損なわれるように思います。そのような場合に臨時的になにか対策を講じるのか、それでも課題が解消されない場合、半永久的な対策を講じるのか、まちづくりとしてどのように考えるのかお聞きします。

事 務 局 鬼塚委員の質問に対する回答としては違うかもしれませんが、都市計画法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザードエリアではより開発が厳しくなり、また立地適正化計画を策定する際にも都市機能や居住誘導を図る地域からハザードエリアを除外することから、防災面からもより安全・安心なまちづくりを図ります。

鬼塚会長代理 それでは、本日予定しました議題は、滞りなくすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局へお返しします。

(5) 閉 会

(14時45分閉会)

袖ヶ浦市都市再生整備計画事後評価委員会

日時 令和4年2月8日(火)
午後1時00分～
場所 WEB会議 (Zoom)

次 第

1. 開会
2. 都市建設部次長あいさつ
3. 会長代理あいさつ
4. 議事 【資料1、資料2、参考資料】
 - (1) 袖ヶ浦駅周辺地区(第2期)の地区概要について
 - (2) 事後評価手続き等について(審議)
 - (3) 今後のまちづくりについて(審議)
5. その他
6. 閉会

都市再生整備計画 事後評価シート(原案)
袖ヶ浦駅周辺地区(第2期)

令和4年1月

千葉県袖ヶ浦市

様式2-1 評価結果のまとめ

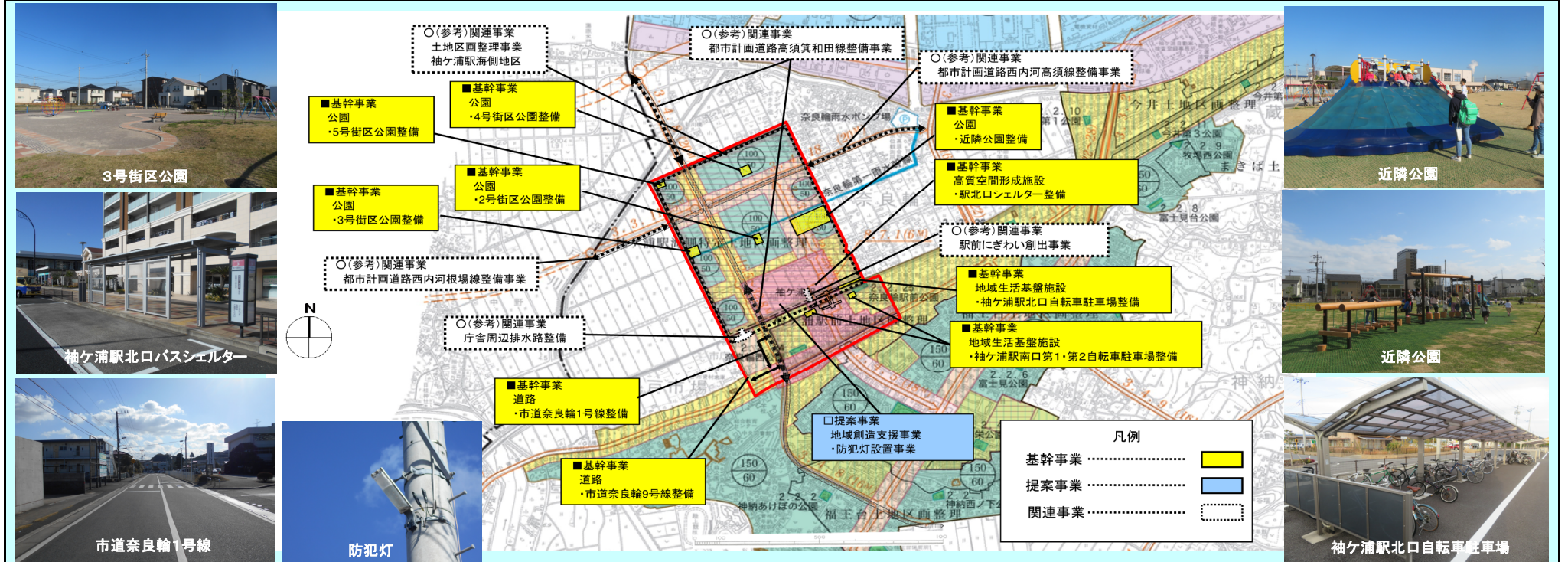
都道府県名	千葉県		市町村名	袖ヶ浦市		地区名	袖ヶ浦駅周辺地区(第2期)			面積	66ha	
交付期間	平成28年度～令和2年度		事後評価実施時期	令和3年度		交付対象事業費	328.2百万円	国費率	40%			
1)事業の実施状況	当初計画に位置づけ、実施した事業	基幹事業	事業名 道路(市道奈良輪1号線、市道奈良輪9号線)、公園(街区公園4箇所、近隣公園1箇所)、地域生活基盤施設(袖ヶ浦駅北口自転車駐車場、袖ヶ浦駅南口第1・第2自転車駐車場)									
		提案事業	地域創造支援事業(防犯灯設置事業)									
	当初計画から削除した事業	基幹事業	事業名									
		提案事業	削除/追加の理由									
	新たに追加した事業	基幹事業	削除/追加による目標、指標、数値目標への影響									
		提案事業	事業名									
交付期間の変更	当初	平成28年度～令和2年度		交付期間の変更による事業、指標、数値目標への影響								
	変更	なし										
2)都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標の達成状況	指標		単位	従前値	目標値	数値		目標達成度	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期	
				基準年度	目標年度	モニタリング	評価値					
	指標1	袖ヶ浦市役所へのアクセス時間	分・秒	14・45	H27	11・30	H29	10・01	○	あり なし	土地区画整理事業区域内の道路や袖ヶ浦市役所周辺道路が整備され、袖ヶ浦市役所までの移動時間が短縮された。	
	指標2	土地区画整理区域内における公園の誘致圏人口	人	70	H26	1,300	R2	2,888	○	あり なし	土地区画整理事業区域内の5箇所の公園が整備され、公園の誘致圏人口(土地区画整理区域内人口)の目標値を達成することができた。	
指標3	市民意識調査における防犯に対する満足度	点	58.2	H26	60.0	R2	65.7 (※見込み)	○	あり なし	防犯灯設置事業が完了し、防犯機能の強化を図ることができた。市民意識調査における防犯に対する満足度の目標を達成することができた。		
3)その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現状況	指標		単位	従前値	目標値	数値		目標達成度※1	1年以内の達成見込み	効果発現要因(総合所見)	フォローアップ予定時期	
				基準年度	目標年度	モニタリング	評価値					
	その他の数値指標1	市民意識調査における公園・緑地に対する満足度	点	64.5	H26		69.5 (※見込み)				土地区画整理事業区域内の5箇所の公園が整備され、市民意識調査における公園に対する満足度も平成26年度時よりも5点、高い結果となった。	
その他の数値指標2	・袖ヶ浦駅北口自転車駐車場駐車可能台数	台数	184	H27		344.0				駐車場整備により、駐車可能台数を増やすことができた。		
4)定性的な効果発現状況	都市再生整備計画事業による交通利便性の向上や防犯機能の向上に加え、地区計画や景観計画の届出制度により、良好な市街地形成が図られている。土地区画整理事業区域内に住んでいる方を対象に実施した「景観まちづくりに関する市民アンケート調査」では、76%の方が自身の住んでいるまちに魅力を感じている結果となっている。											
5)実施過程の評価	実施内容				実施状況				今後の対応方針等			
	モニタリング	なし					都市再生整備計画に記載し、実施できた	-				
	住民参加プロセス	近隣公園の整備に関するアンケート調査を実施					都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した	-				
							都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった	-				
							都市再生整備計画に記載し、実施できた	-				
持続的なまちづくり体制の構築	なし					都市再生整備計画に記載はなかったが、実施した	●	市民の意向を踏まえた公園整備及び適切な維持管理に努める。また、公園の名称を募集し、決定する。				
						都市再生整備計画に記載したが、実施できなかった	-					
						都市再生整備計画に記載し、実施できた	-					

※指標の見込み値は、市民意識調査の速報値となり、2月(予定)に確定します。

様式2-2 地区の概要

袖ヶ浦駅周辺地区(第2期)(千葉県袖ヶ浦市) まちづくり交付金の成果概要

まちづくりの目標	目標を定量化する指標	従前値	目標値	評価値
大目標: 新市街地や駅、市役所等の都市機能が集積する袖ヶ浦駅周辺の市街地の利便性向上、防犯機能等の強化により、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進する。 目標1: 駅北側の新市街地と市役所等の行政拠点を結ぶ幹線道路周辺の道路整備により、アクセス性、安全性の向上を図る。 目標2: 公園整備、防犯灯の設置により、快適な居住環境を確保する。 目標3: 防犯灯の整備により、防犯機能の強化を図る。	袖ヶ浦市役所へのアクセス時間	単位:分・秒 14・45 H27	11・30 H29	10・01 R3
	土地区画整理区域内における公園の誘致圏人口	単位:人 70 H26	1,300 R2	2,888 R2
	市民意識調査における防犯に対する満足度	単位:点 58.2 H26	60.0 R2	65.7 (※見込み) R3



まちの課題の変化	<ul style="list-style-type: none"> 市道奈良輪1号線及び9号線の整備と共に、関連事業である都市計画道路高須箕和田線事業が一部開通したことから、JR内房線により分断されていた袖ヶ浦駅周辺地区のアクセスの向上が図られた。 土地区画整理事業区域内の公園や自転車駐車場、バスシェルター、防犯灯の整備により、袖ヶ浦駅周辺の快適な住環境や防犯強化を図ることができた。 土地区画整理事業が完了し、商業エリアではにぎわいあるまちづくりが図られており、市民から親しまれるまちづくりが進んでいる。
今後のまちづくりの方策(改善策を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 市民誰もが安全・安心に利用できるように公園や自転車駐車場、防犯灯、バスシェルター等の適切な維持管理を図る。 土地区画整理事業を実施したエリアは、地区計画と景観計画による届出制度により、引き続き良好な市街地形成を図る。 関連事業である都市計画道路高須箕和田線整備事業等の整備により、袖ヶ浦駅周辺の広域的な交通利便性を図る。

*指標の見込み値は、市民意識調査の速報値となり、2月(予定)に確定します。

審議事項		委員会の意見
議事(2) 事後評価手続き等 にかかる審議	①方法書	
	②成果の評価	
	③実施過程の評価	
	④効果発現要因の整理	
	⑤事後評価原案の公表の妥当性	
	その他	
	事後評価の手続きは妥当に進められたか、委員会の確認	
議事(3) 今後のまちづくりに ついて審議	①今後のまちづくり方策の作成	
	②フォローアップ	
	その他	
	今後のまちづくり方策は妥当か、委員会の確認	
その他		

■ 都市再生整備事業の事後評価について

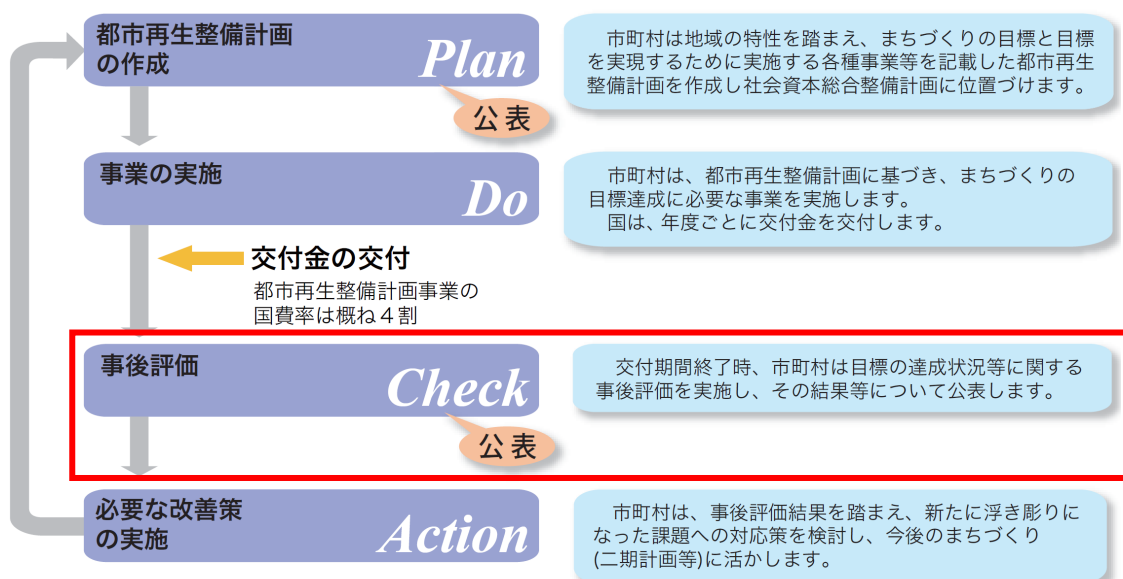
都市再生整備計画事業は、P D C Aサイクルの考え方を導入し、社会資本整備総合交付金要綱に基づき、**事業終了年度又は、翌年度**に事後評価を行うことが必須事項となっています。

事後評価では、数値目標の達成状況等の確認や交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくりの方策について検討し、評価結果を公表するとともに国土交通大臣に報告するものです。

○都市再生整備計画事業の目的

都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）し、交付期間終了時に目標の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（Action）するという一連のサイクルを導入しています。



都市再生整備計画

- 市町村が、社会資本整備総合交付金の交付を受け、都市再生整備計画事業を実施しようとするときは都市再生整備計画及び社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- 都市再生整備計画は、まちづくりの目標や計画区域、計画期間、目標を定量化する指標及び事業内容等を記載したものです。
- 交付期間は、概ね3～5年となります。

都市再生整備計画の事後評価

- 社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告します。
- 事後評価では、目標の達成状況等を確認し、今後のまちづくり方策等を明らかにします。

袖ヶ浦市都市再生整備計画事後評価委員会開催要領

(趣旨)

第1条 市長は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）第10第1項の規定により市が行った、社会資本整備総合交付金に係る都市再生整備計画の目標の達成状況等に関する事後評価を中立、公平な立場で審議するため、袖ヶ浦市都市再生整備計画事後評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(開催時期)

第2条 委員会は、各地区の都市再生整備計画に定めた交付期間の終了後又は交付期間の最終年度に、市長が委員に出席を要請することにより開催するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、袖ヶ浦市都市計画審議会委員の学識経験者等により3人で構成する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は、袖ヶ浦市都市計画審議会会長がこれを務める。

なお、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、袖ヶ浦市都市計画審議会副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べることとする。

- (1) 事後評価の手続きの妥当性
- (2) 都市再生整備計画の目標の達成状況の評価の妥当性
- (3) 今後のまちづくり方策等の内容の妥当性
- (4) その他委員会の運営に関すること

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月9日から施行する。

この要領は、平成27年9月14日から施行する。

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

都市再生整備計画 事後評価方法書
袖ヶ浦駅周辺地区（第2期）

令和3年4月

千葉県袖ヶ浦市

目 次

(1)成果の評価.....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況.....	2
2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測.....	4
(2)実施過程の評価.....	6
1) 住民参加プロセスの実施状況の確認.....	7
(3)効果発現要因の整理.....	7
(4)今後のまちづくり方策の作成.....	7
(5)事後評価原案等の公表.....	7
(6)まちづくり交付金評価委員会の審議.....	7
(7)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況.....	7

※ 記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄（枠）を拡張するなどして記入してください。

(1) 成果の評価**1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 : 袖ヶ浦市役所へのアクセス時間****A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成27年度
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
③計測手法	市役所から500mの距離にある区画整理地内の3点を取り、移動時間の平均を算出 従前値 14分45秒

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和3年4月時点
⑤実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
⑥データの 計測手法	従前値の計測手法同様に、市役所から500mの距離にある区画整理地内の3点を取り、 移動時間の平均を算出 目標値 11分30秒
⑦評価値の 求め方	市役所から500mの距離にある区画整理地内の3点を取り、事業実施後の移動時間の平均を算出した結果を評価値とする。
⑧確定／見 込みの別	<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 見込み

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
⑩計測時期	
⑪実施主体	
⑫計測手法	

指標 2 : 土地区画整理区域内における公園の誘致圏人口**A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成27年度
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
③計測手法	区画整理事業計画の設計の概要に記載された従前人口を算出

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和3年3月時点
⑤実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
⑥データの 計測手法	令和3年3月31日現在の土地区画整理区域内の人口を算出
⑦評価値の 求め方	令和3年3月31日現在の土地区画整理区域内の人口の算出した結果をもって評価値とする。
⑧確定／見 込みの別	<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 見込み

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
⑩計測時期	
⑪実施主体	
⑫計測手法	

指標 3 :		市民意識調査における防犯に対する満足度	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の 基準時点	平成 26 年度		
②実施主体	袖ヶ浦市 企画財政部 企画政策課 (市民意識調査を実施する課)		
③計測手法	市民意識調査結果における防犯に対する満足度により算出		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	令和 3 年度		
⑤実施主体	袖ヶ浦市 企画財政部 企画政策課 (市民意識調査を実施する課)		
⑥データの 計測手法	市民意識調査の結果により、防犯に対する満足度により算出		
⑦評価値の 求め方	市民意識調査の満足度の結果をもって評価値とする。		
⑧確定／見 込みの別	●	確 定	
		見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップ の必要性		あ り	
	●	な し	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標1： 市民意識調査における公園・緑地に対する満足度

記述理由 公園整備に関連する調査結果として取り上げた。

A：事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の 基準時点	平成26年度
②実施主体	袖ヶ浦市 企画財政部 企画政策課（市民意識調査を実施する課）
③計測手法	市民意識調査の結果により、公園・緑地に対する満足度により算出

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和3年度				
⑤実施主体	袖ヶ浦市 企画財政部 企画政策課（市民意識調査を実施する課）				
⑥データの 計測手法	市民意識調査の結果により、公園・緑地に対する満足度により算出				
⑦評価値の 求め方	市民意識調査の回答割合をもって評価値とする。				
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td><input checked="" type="radio"/></td><td>確定</td></tr><tr><td><input type="radio"/></td><td>見込み</td></tr></table>	<input checked="" type="radio"/>	確定	<input type="radio"/>	見込み
<input checked="" type="radio"/>	確定				
<input type="radio"/>	見込み				

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td><input type="radio"/></td><td>あり</td></tr><tr><td><input checked="" type="radio"/></td><td>なし</td></tr></table>	<input type="radio"/>	あり	<input checked="" type="radio"/>	なし
<input type="radio"/>	あり				
<input checked="" type="radio"/>	なし				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標2： 袖ヶ浦駅北口自転車駐車場駐車可能台数

記述理由 自転車駐車場整備による事業効果を、自転車駐車場駐車可能台数により説明する。

A：事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の基準時点 平成27年度（袖ヶ浦駅北口自転車駐車場整備前）

②実施主体 袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（公園・駐車場を管理する課）

③計測手法 袖ヶ浦駅北口自転車駐車場の駐車可能台数を集計

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期 令和3年度

⑤実施主体 袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（公園・駐車場を管理する課）

⑥データの計測手法 袖ヶ浦駅北口自転車駐車場整備後の駐車可能台数を集計

⑦評価値の求め方 把握した集計値を評価値とする。

⑧確定／見込みの別 確定
 見込み

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップの必要性 あり
 なし

⑩計測時期

⑪実施主体

⑫計測手法

(2) 実施過程の評価

1) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

- ①平成31年2月 遊具・施設の導入に関するアンケート調査
②令和元年7月 近隣公園整備に関するアンケート調査

C : 事後評価時の確認方法

①対 象	①昭和小学生徒 677人 奈良輪小学生徒 387名 合計 1064名 ②袖ヶ浦駅海側地区内 838世帯 袖ヶ浦駅海側地区外 1577世帯 合計 2415世帯
②時 期	①平成31年2月 ②令和元年7月
③確 認 先	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課 (アンケート調査実施課)
④確認方法	都市整備課が取りまとめたアンケート調査結果

(3) 効果発現要因の整理

①時 期	令和3年12月10日
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
③検討体制	都市整備課が主管課となり、事業に関わる全ての課（企画政策課、防災安全課、都市整備課、土木建設課）による庁内の横断的組織をもって、「まちづくり効果」等の検証を図る。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時 期	令和3年12月10日
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
③検討体制	前述の庁内横断的組織により検証された内容をもって、今後のまちづくり方策の検討を行う。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	令和4年1月5～令和4年1月19日	令和4年3月～
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課 (都市再生整備計画主幹課)	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課 (都市再生整備計画主幹課)
③公表方法	袖ヶ浦市ホームページに掲載する他、都市計画課窓口で閲覧に供し、2週間公表。	袖ヶ浦市ホームページに掲載する他、都市計画課窓口で閲覧に供し、令和5年3月31日まで公表予定。

(6) 都市再生整備計画事後評価委員会の審議

①時 期	令和4年2月8日(火) 13:00～
②実施主体	袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課（都市再生整備計画主幹課）
③設置・ 運用方法	袖ヶ浦市都市再生整備計画事後評価委員会開催要領により運用する。 学識経験者を含む、3名の委員で構成する。

(7) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置 の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
--------------	--

都道府県名	千葉県
市町村名	袖ヶ浦市
地区名	袖ヶ浦駅周辺地区（第2期）
計画期間	平成28年度～令和2年度
作成者	部署 都市建設部 都市整備課
	役職 主査
	氏名 高橋 正人
連絡先	TEL 0438-62-3514
	FAX 0438-63-9670
	E-mail sode25@city.sodegaura.chiba.jp